

ご利用者の介護度		要介護 1		要介護 2		要介護 3		要介護 4		要介護 5		
居室の形態		個室	2～4人部屋	個室	2～4人部屋	個室	2～4人部屋	個室	2～4人部屋	個室	2～4人部屋	
基本的に 係る費用	・ サービス利用料金 (日/単位)	603		672		745		815		884		
	・ サービス提供体制強化加算 I (日/単位) 注 1					22						
	・ 夜勤職員配置加算 (日/単位)					13						
	・ 短期生活看護体制加算 I (日/単位)					4						
	・ 生産性向上推進体制加算 II (月/単位)					10						
	・ 介護職員処遇改善加算 (単位) 注 2	90		100		110		120		129		
	合計単位	732		811		894		974		1052		
	上記、合計単位を自己負担額に換算 (1単位は10.17円) : (円)	1割負担額	744		824		909		990		1,069	
		2割負担額	1,488		1,649		1,818		1,981		2,139	
		3割負担額	2,233		2,474		2,727		2,971		3,209	
	・ 居室に係る自己負担額 (円)	・ 第4段階 (標準)			個室 1,231 / 2～4人部屋 915							
		・ 第3段階①・②			個室 880 / 2～4人部屋 430							
		・ 第2段階			個室 480 / 2～4人部屋 430							
		・ 第1段階			個室 380 / 2～4人部屋 0							
	・ 食費に係る自己負担額 (円)	・ 第4段階 (標準)			1,545							
		・ 第3段階②			1,300							
		・ 第3段階①			1,000							
		・ 第2段階			600							
		・ 第1段階			300							
	・ 1日あたりに係る費用 (円) 《基本的費用の概算》	居室の形態	個室	2～4人部屋	個室	2～4人部屋	個室	2～4人部屋	個室	2～4人部屋	個室	2～4人部屋
・ 第4段階 (標準)		3,520	3,204	3,600	3,284	3,685	3,369	3,766	3,450	3,845	3,529	
・ 第4段階 (2割負担)		4,264	3,948	4,425	4,109	4,594	4,278	4,757	4,441	4,915	4,599	
・ 第4段階 (3割負担)		5,009	4,693	5,250	4,934	5,503	5,187	5,747	5,431	5,985	5,669	
・ 第3段階②		2,924	2,474	3,004	2,554	3,089	2,639	3,170	2,720	3,249	2,799	
・ 第3段階①		2,624	2,174	2,704	2,254	2,789	2,339	2,870	2,420	2,949	2,499	
・ 第2段階		1,824	1,774	1,904	1,854	1,989	1,939	2,070	2,020	2,149	2,099	
・ 第1段階	1,424	1,044	1,504	1,124	1,589	1,209	1,670	1,290	1,749	1,369		
当に する 場合 費用 合用	・ 療養食加算 (単位)	医師の指示に基づく療養食を提供したとき。1食ごとに算定。				8 (1食あたり)						
	・ 送迎加算 (単位)	送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、居宅と事業所間の送迎を行ったとき。				184						
	※緊急短期入所受入加算 (単位)	居室の介護支援専門員が必要と認められたものに対し、居室サービス計画がない短期入所介護を緊急に行ったとき。				90 (1日につき)		(7日 やむを得ない事情がある場合は14日を限度)				
※看取り連携体制加算 (単位)	短期生活介護事業所の看護職員又は病院、診療所、訪問看護ステーション等との連携により24時間連絡できる体制を確保				64 (死亡日及び死亡日以前30日以下について7日を限度)							
1か月(30日)に係る費用 《基本的に係る費用の概算》		要介護 1		要介護 2		要介護 3		要介護 4		要介護 5		
		個室	2～4人部屋	個室	2～4人部屋	個室	2～4人部屋	個室	2～4人部屋	個室	2～4人部屋	
介護保険で利用できる最大日数 (日)		27		28		30		30		30		
自己負担額 (円) 注 4	・ 第4段階 (標準)	127,099	117,619	119,370	109,890	110,559	101,079	112,994	103,514	115,394	105,914	
	・ 第4段階 (2割負担)	149,440	139,960	144,112	134,632	137,839	128,359	142,709	133,229	147,509	138,029	
	・ 第4段階 (3割負担)	171,782	162,302	168,853	159,373	165,119	155,639	172,424	162,944	179,624	170,144	
	・ 第3段階②	109,219	95,719	101,490	87,990	92,679	79,179	95,114	81,614	97,514	84,014	
	・ 第3段階①	100,219	86,719	92,490	78,990	83,679	70,179	86,114	72,614	88,514	75,014	
	・ 第2段階	76,219	74,719	68,490	66,990	59,679	58,179	62,114	60,614	64,514	63,014	
・ 第1段階	64,219	52,819	56,490	45,090	47,679	36,279	50,114	38,714	52,514	41,114		

注1 サービス提供体制強化加算は、職員の資格取得者の比率により単位数が変わります。

注2 介護職員処遇改善加算は、サービス利用料金と各加算の単位数の合計に 14/100を乗じます。

※ 利用料などの精算は月単位で行います。1日あたりの金額に換算した場合、円単位で端数が違うことがありますので、ご了承ください。

※ 居室と食事に係る自己負担額について、負担限度額認定を受けている場合には、介護保険負担限度額認定証に記載されている額とします。

※ 「該当する場合に係る加算」など、個別に費用が発生する場合があります。詳しくはお問い合わせください。

※ 個別に加算に係る場合は、介護保険で利用できる最大利用日数が少なくなることがあります。この場合、利用料金も変わりますのでご注意ください(要介護1、要介護2のみ、超過分も含む)。

◎ その他 上記以外に別途、日用品、理容代、医療費等がかかります。

ご利用者の介護度		要支援 1		要支援 2	
・ サービス利用料金 (日/単位)		451		561	
・ サービス提供体制強化加算 I (日/単位) 注1				22	
・ 生産性向上推進体制加算 (II) (月/単位)				10	
・ 介護職員処遇改善加算 (単位) 注2		66		82	
合 計 単 位		539		665	
上記、合計単位を自己負担額に換算(1単位は10.17円):(円)	1 割負担額	548		676	
	2 割負担額	1,096		1,352	
	3 割負担額	1,644		2,028	
・ 居室に係る自己負担額 (円)	・ 第4段階(標準)	個 室	1,231	2~4人部屋	915
	・ 第3段階①・②	個 室	880	2~4人部屋	430
	・ 第2段階	個 室	480	2~4人部屋	430
	・ 第1段階	個 室	380	2~4人部屋	0
・ 食費に係る自己負担額 (円)	・ 第4段階(標準)	1,545			
	・ 第3段階②	1,300			
	・ 第3段階①	1,000			
	・ 第2段階	600			
	・ 第1段階	300			
・ 1日あたりに係る費用(円) 《基本的費用の概算》注4	居室の形態	個 室	2~4人部屋	個 室	2~4人部屋
	・ 第4段階(標準)	3,324	3,008	3,452	3,136
	・ 第4段階(2割負担)	3,872	3,556	4,128	3,812
	・ 第4段階(3割負担)	4,420	4,104	4,804	4,488
	・ 第3段階②	2,728	2,278	2,856	2,406
	・ 第3段階①	2,428	1,978	2,556	2,106
	・ 第2段階	1,628	1,578	1,756	1,706
	・ 第1段階	1,228	848	1,356	976
※ 該当する費用 ※ 送迎加算	・ 療養食加算 (単位)	医師の指示に基づく療養食を提供したとき。1食ごとに算定。	8		
	・ 送迎加算 (単位)	送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、居室と事業所間の送迎を行ったとき。	184		

注1 サービス提供体制強化加算は、職員の資格取得者の比率により単位数が異なります。

注2 介護職員処遇改善加算は、サービス利用料金と各加算の単位数の合計に14/100を乗じます。

※ 利用料などの精算は月単位で行います。1日あたりの金額に換算した場合、円単位で端数が違うことがありますので、ご了承ください。

※ 居室と食事に係る自己負担額について、負担限度額認定を受けている場合には、介護保険負担限度額認定証に記載されている額とします。

※ 「該当する場合に係る加算」など、個別に費用が発生する場合があります。詳しくはお問い合わせください。

※ 個別に加算に係る場合は、介護保険で利用できる最大利用日数が少なくなることがあります。この場合、利用料金も変わりますのでご注意ください。

◎ その他 上記以外に別途、日用品、理容代、医療費等がかかります。